

## だい しょう ぜいきん くに し はら かね 第8章 税金 (国や市などに払うお金)

にほん はたら ひと す くに けん し く ぜいきん  
日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市、区などに「税金」  
を払います。国などは集まった「税金」をみなさんの生活のために使います。

ぜいきん ぜいむしょ  
税金についてわからないときは、**税務署** (P59) や住んでいる町の役所に相談してくだ  
さい。

### 1 しょうとくぜい くに はら ぜいきん 1 所得税 (国に払う税金)

だれが、いくら払いますか？

- はたら きゅうりょう じぶん はい かね ひと  
働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人。
- はら はら がつ いたち がつ にち ねん きゅうりょう き  
いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にももらった給料などで決まり  
ます。
- がいこく はたら きゅうりょう ひと ぜいむしょ そうだん  
外国で働いてもらった給料がある人は税務署などに相談してください。

いつ、どうやって払いますか？

#### はら かた 払い方①

まいつき かいしゃ はら げんせんちようしゅう い  
毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収と言います)

- あなたの きゅうりょう ぜいきん ひ はら  
あなたの給料から税金を引いて払います。  
(給料) - (税金) = あなたが会社などからもらうお金
- がつ から がつ はら ぜいきん おお すく がつ けいさん  
1月から11月に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算し  
ます (これを ねんまつちようせい い  
年末調整と言います)。  
おお ばあい ぜいきん がつ きゅうりょう た かえ  
多すぎた場合はその税金を12月の給料に足して返します。
- はら はら かいしゃ まいつき きゅうよめいさい かみ かいしゃ つぎ  
いくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」という紙や、会社から次の  
とし がつ にち きゅうよしよとく げんせんちようしゅうひょう かみ か  
年の1月31日までにももらう「給与所得の源泉徴収票」という紙に書いてあり  
ます。

★ 次の人は「払い方②」も読んでください。

- 2つ以上の会社などで働いたりして、年末調整をしていない人
- 給料のほかに20万円以上もらった人



払い方②

会社などの源泉徴収や年末調整(払い方①)をしていない人は自分で書類を出します。

(これを確定申告と言います)

- 働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、住んでいる町の税務署に書類を出します。
- コンビニや銀行、郵便局などで払います。

★ 国へ帰る人は、日本を出る前に確定申告(払い方②)をします。

税務署に相談してください。



所得税が少なくなる人は？

次の人は、税金が少なくなることがあります。

年末調整(払い方①)や確定申告(払い方②)のとき、会社や税務署などに知らせます。

- 家族の中に、給料が少ない妻や夫、16歳以上の子ども、年をとった父や母など  
がいる人
- 自分や家族の健康保険(P41)、国民年金(P45)、厚生年金保険(P48)などの  
お金を払った人
- いろいろな保険(生命保険、介護医療保険など)のお金を払った人
- 自分や家族の病気やけがで、12月31日までの1年に10万円以上払った人

★ 日本と「租税条約」という約束をしている国の人も、税金が少なくなることがあります。会社などに相談してください。

## 2 住民税（県や市、区などに払う税金）

だれが、いくら払いますか？

- ・ 1月1日に日本に住所があって、働いている人
- ・ いくら払うかは、前の年の1月1日から12月31日にもらった給料などで決まります。

いつ、どうやって払いますか？

### 払い方①

毎月、会社などが払います（この払い方を特別徴収と言います。）。

- ・ あなたの給料から税金を引いて払います。  
 $(\text{給料}) - (\text{税金}) = \text{あなたが会社などからもらうお金}$
- ・ いくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」という紙に書いてあります。

### 払い方②

会社などの特別徴収（払い方①）をしていない人は自分で払います。

- ・ いくら払うか書いてある手紙が6月に住んでいる町からあなたの家に来ます。
- ・ 住んでいる町の役所、コンビニ、郵便局などにその手紙を持って行って、払います。
- ・ いつまでに払うかは、手紙に書いてあります。

★ 国へ帰る人は、次のどちらかで払います。

- ・ 会社などの特別徴収（払い方①）で、帰る前に全部払います。
- ・ あなたの代わりに払う人を決めて、帰る前に住んでいる町の役所に知らせます。



3 消費税

物を買ったときやサービスを受けたとき、そのお金と一緒に8%

か10%の税金を払います。



★ 払う消費税の割合

- ・ スーパーなどの店で買う食べ物や飲み物（お酒以外）・・・8%
- ・ スーパーなどで買うお酒、レストランで食べたり飲んだりする物・・・10%
- ・ それ以外の物やサービス・・・10%

4 車を持っている人が払う税金

4-1 自動車税/軽自動車税

(1) 自動車税/軽自動車税環境性能割

- ・ 車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。
- ・ いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。



(2) 自動車税/軽自動車税種別割

- ・ 毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。
- ・ 排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660cc以下の車は「軽自動車税種別割」を払います。
- ・ いくら払うか書いてある手紙が4月から5月ごろ住んでいる町や都道府県などからあなたに届きます。
- ・ コンビニや銀行、郵便局などで（手紙に書いてある日までに）払います。
- ・ いくら払うかは、車の種類などで決まります。

4-2 自動車重量税

- ・ 車が安全に運転できるかどうか調べる「車検」(P67)などをするとき払います。
- ・ いくら払うかは、車の重さなどで決まります。

5

固定資産税

だれが払いますか？

- 毎年1月1日に次のものを持っている人

- 土地
- 家やアパート、マンション、ビル、店などの建物
- 仕事に使う物（機械、道具、車、船、ヘリコプターなど）

- 持っている人は、1月31日までに住んでいる町の役所に知らせます。

いつ、どうやって払いますか？

- いくら払うか書いてある手紙が4月から6月ごろ住んでいる町からあなたの家に来ます。
- 銀行や郵便局、コンビニなどで払います。
- いつまでに払うかは、手紙に書いてあります。

税金についてわからないとき

- 税務署（税金の仕事をする役所）、住んでいる町の役所などに聞いてください。

- 国税庁（National Tax Agency Japan）

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>



- タックスアンサー（Tax Answer）

<https://www.nta.go.jp/english/taxes/index.htm>



- 電話

- 東京国税局電話相談センター 03-3821-9070
- 大阪国税局電話相談センター 06-6941-5331
- 名古屋国税局電話相談センター 052-971-2059

